

# 議会改革に関する報告書

(平成27年5月～平成29年5月)

平成29年5月

秋田県議会 議会運営委員会

## 議会運営委員会 委員構成

(平成27年5月～平成29年5月)

委員長	川口 一	(自由民主党)	
副委員長	柴田 正敏	(自由民主党)	
委員	佐藤 賢一郎	(自由民主党)	※注1
〃	加藤 鉦一	(自由民主党)	※注2
〃	佐藤 雄孝	(自由民主党)	
〃	菅原 博文	(自由民主党)	
〃	今川 雄策	(自由民主党)	
〃	三浦 茂人	(みらい)	
〃	佐藤 正一郎	(みらい)	
〃	加藤 麻里	(社会民主党)	
〃	沼谷 純	(民進党)	

※注1) 大 関 衛 (自由民主党) : H27. 5～H27. 7  
佐藤 賢一郎 (自由民主党) : H27. 7～H29. 5

※注2) 平 山 晴 彦 (自由民主党) : H27. 5～H28. 9  
加藤 鉦一 (自由民主党) : H28. 10～H29. 5

# 議会改革事項に関する協議結果及び実施状況

《H27年度～H28年度 議会運営委員会》

## 1. 議会機能の強化・議事運営の改善

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
・会期中の議長、副議長の出張	<p>①会期中の議長、副議長の出張の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休会中（会期中）の同一時期に議長、副議長が海外渡航する必要がある場合（訪問先の事情により議長、副議長の都合で日程を調整することが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合）は、議会運営委員会に報告することとした。</li> <li>・なお、会期中に議長、副議長の一方が海外渡航する場合は、原則として、もう一方は海外への渡航を見合わせるという、これまでの取り扱いを踏襲することを確認した。</li> </ul>	H28. 3決定	H28. 3協議
・一般質問	<p>①一般質問の残余時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問時間に満たない残余時間の再質問への繰り入れは行わないこととした。</li> </ul>	H28. 2決定	H28. 2協議
・予算の審査方法	<p>①分科会報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月・9月議会と、12月・2月議会で異なっていた分科会報告の開始時刻を、平成28年第2回定例会9月議会以降は、午前10時からに統一することとした。</li> </ul>	H28. 9決定	H28. 9協議
	<p>②総括審査の質疑内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括審査において、事前の調査が不十分で事実や数字の確認にとどまっている質疑や、所管委員会での議論を再度行う質疑等が散見されたため、予算特別委員会運営要領を踏まえた次の内容とすることとした。</li> </ul> <p>(1)予算議案及びその関連事項に関する重要課題</p> <p>(2)複数の部局に関係する事項であって、各分科会の審査等において特に知事の答弁が必要であるとした事項</p> <p>(3)会派議員総会において更に議論を深める必要があるとした事項</p>	H28. 2決定	H28. 2協議

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
	<p>③総括審査の関連質疑について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括審査における関連質疑については、次のとおり取り扱うこととした。</li> <li>(1)審査開始前における関連質疑の申出は、認めない。</li> <li>(2)委員長は、審査開始後、関連質疑を認めた場合には、委員会においてその旨発言し、他の委員への周知を図るとともに、適切な質疑順で関連質疑を行わせるものとする。</li> <li>(3)関連質疑を主たる質疑者の質疑に引き続いて行うときは、主たる質疑者の質疑時間の範囲内で行わせるものとする。</li> </ul>	H28. 3決定	H28. 3協議
	<p>④総括審査の配付資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括審査において、質疑者が委員長の許可を得て資料を配付し、その資料の説明が必要な場合は、質疑者が行うこととした。また、説明に要する時間は、当該質疑者の質疑割当時間に含めることとした。</li> </ul>	H28. 12決定	H28. 12協議
・懲罰動議	<p>①懲罰動議提出期限について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲罰動議の提出期限を「懲罰事犯があった日の翌日まで」から、「懲罰事犯のあった日から起算して3日以内」に改めた。</li> </ul>	H28. 3会議 規則改正	H27. 12～ H28. 3協議

## 2. 開かれた議会の推進

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
・政務活動費	<p>①政務活動費のインターネット公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の収支報告書等について、議会ホームページでの公開に向けて、公開に当たっての課題等を十分に整理した上で、公開の範囲や時期等について協議していくこととした。</li> </ul>	H29. 2決定	H29. 2協議

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考																																				
・ 県民との意見交換	<p>① 県民との意見交換会「あなたの街<sup>まち</sup>で県議会」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の役割や活動内容を県民に伝えるとともに、県民の声を今後の議案の審査や議会の運営に反映させるため、各地域で県民と意見交換を行う「あなたの街<sup>まち</sup>で県議会」を平成26年度から開催しており、27年度及び28年度も3回ずつ開催した。</li> </ul> <p>【開催状況】</p> <p>(1)平成26年度</p> <table border="1" data-bbox="432 651 1078 983"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/27</td> <td>秋田市にぎわい交流館AU (秋田市)</td> <td>215人 (議員35人)</td> </tr> <tr> <td>10/29</td> <td>大館市立中央公民館 (大館市)</td> <td>69人 (議員24人)</td> </tr> <tr> <td>11/4</td> <td>横手市ふれあいセンター かまくら館(横手市)</td> <td>131人 (議員31人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参加人数には、カッコ内の議員数を含む。</p> <p>(2)平成27年度</p> <table border="1" data-bbox="432 1126 1078 1458"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/2</td> <td>鹿角市交流センター (鹿角市)</td> <td>90人 (議員28人)</td> </tr> <tr> <td>11/19</td> <td>由利本荘市ポートプラザ アクアパル(由利本荘市)</td> <td>57人 (議員30人)</td> </tr> <tr> <td>11/30</td> <td>大仙市大曲交流センター (大仙市)</td> <td>83人 (議員35人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参加人数には、カッコ内の議員数を含む。</p> <p>(3)平成28年度</p> <table border="1" data-bbox="432 1601 1078 1933"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/13</td> <td>羽後町文化交流施設 「美里音」(羽後町)</td> <td>115人 (議員32人)</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>男鹿市民ふれあいプラザ 「ハートピア」(男鹿市)</td> <td>148人 (議員31人)</td> </tr> <tr> <td>11/25</td> <td>キャッスルホテル能代 (能代市)</td> <td>104人 (議員32人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参加人数には、カッコ内の議員数を含む。</p>	開催日	開催場所	参加人数	8/27	秋田市にぎわい交流館AU (秋田市)	215人 (議員35人)	10/29	大館市立中央公民館 (大館市)	69人 (議員24人)	11/4	横手市ふれあいセンター かまくら館(横手市)	131人 (議員31人)	開催日	開催場所	参加人数	11/2	鹿角市交流センター (鹿角市)	90人 (議員28人)	11/19	由利本荘市ポートプラザ アクアパル(由利本荘市)	57人 (議員30人)	11/30	大仙市大曲交流センター (大仙市)	83人 (議員35人)	開催日	開催場所	参加人数	10/13	羽後町文化交流施設 「美里音」(羽後町)	115人 (議員32人)	11/2	男鹿市民ふれあいプラザ 「ハートピア」(男鹿市)	148人 (議員31人)	11/25	キャッスルホテル能代 (能代市)	104人 (議員32人)	H27.11、 H28.10～11 実施	
開催日	開催場所	参加人数																																					
8/27	秋田市にぎわい交流館AU (秋田市)	215人 (議員35人)																																					
10/29	大館市立中央公民館 (大館市)	69人 (議員24人)																																					
11/4	横手市ふれあいセンター かまくら館(横手市)	131人 (議員31人)																																					
開催日	開催場所	参加人数																																					
11/2	鹿角市交流センター (鹿角市)	90人 (議員28人)																																					
11/19	由利本荘市ポートプラザ アクアパル(由利本荘市)	57人 (議員30人)																																					
11/30	大仙市大曲交流センター (大仙市)	83人 (議員35人)																																					
開催日	開催場所	参加人数																																					
10/13	羽後町文化交流施設 「美里音」(羽後町)	115人 (議員32人)																																					
11/2	男鹿市民ふれあいプラザ 「ハートピア」(男鹿市)	148人 (議員31人)																																					
11/25	キャッスルホテル能代 (能代市)	104人 (議員32人)																																					

### 3. 議会棟等の整備

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
・本会議場の整備	①議会中継配信システムについて ・本会議場及び大会議室において、スマートフォン・タブレットに対応する議会中継配信システムを導入した。 ・本会議場において、音響環境を改善するため、アンプ・スピーカーを交換した。	H27. 9更新	
	②傍聴席について ・傍聴者の安全確保のため、傍聴席の前側と通路側に手摺りを設置した。	H28. 7完成	
・執務環境の整備	①執務室について ・議員会館の廃止に伴い、執務スペースを議会棟内の控室内に新たに設置した。	H27. 8完成	H26. 3決定
	②議会棟ドアについて ・セキュリティ向上の観点から、県庁本庁舎と議会棟の間の1階と2階にドアを設置した。	H27. 9完成	H27. 9協議
	③議会棟玄関について ・執務スペースを議会棟内の控室内に設置したことに伴い、土日、夜間などの時間外に議会棟へ入館することができるよう、議会棟玄関を改修し、カードキー入館システムを設置した。	H27. 11完成	
	④議会棟旧館トイレについて ・老朽化していた議会棟旧館のトイレについて、男女別個室の割合の変更や、洗面台の増設、照明・壁等の内装など、全面的な改修等を行った。	H28. 7～ 8完成	H28. 5協議
・公用車	①委員会県内調査用バスについて ・経費節減のため、車検が満了となる平成28年9月以降は、車両を更新せず、民間バス事業者の借上方式へ移行することとした。	H28. 8財産活用課へ所管換	H27. 10～11協議

#### 4. 議員に関する事項

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
・ 議員定数	<p>①議員定数の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前議運からの引き継ぎを踏まえ、平成27年国勢調査の結果等を基に協議を行った結果、過去2回の一般選挙における総定数の削減率は東北・北海道で最大であることや、現在の定数は地方自治法の旧法定上限数の範囲内に収まっていることなどを踏まえ、「総定数」「各選挙区の定数」「選挙区の区割り」のいずれも、現状どおりとすることとした。</li> <li>・ 今後は、平成32年国勢調査の結果等を踏まえて、適当な時期に検討を行うこととした。</li> </ul>	H29. 2決定	H28. 6～ H29. 2協議
・ 紀律	<p>①議員活動に関する申し合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会活動及びその他の活動における紀律に関し、次の事項について申し合わせた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治法、秋田県議会委員会条例、秋田県議会会議規則、及びその他の関係法令の遵守に努めること。</li> <li>(2) 議員の、議会活動中の懲罰等が適用とされない時期になされた、品位を欠く行為及び懲罰事由に該当する行為などについて、議会として適切な対応に努める。</li> <li>(3) 議員の紀律に関し、協議の依頼があった場合、議会運営委員会は、必要に応じて組織を設置し、協議を行う。</li> <li>(4) 会議規則第114条の懲罰動議提出期限を「懲罰事犯があった日の翌日まで」から、「懲罰事犯のあった日から起算して3日以内」に改正する。 (「1. 議会機能の強化・議事運営の改善」の「懲罰」を再掲)</li> </ul> </li> </ul>	H28. 3決定	H27. 12～ H28. 3協議

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
	<p>②ハラスメント防止に関する申し合わせ</p> <p>・秋田県議会議員のより一層の紀律保持に努めるため、議員の秋田県職員（非常勤職員及び臨時職員を含む）に対するハラスメント（セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント）の防止について、次のとおり申し合わせた。</p> <p>1 ハラスメントの防止について</p> <p>(1) ハラスメント防止の徹底</p> <p>議員は、職員を不快にさせる性的な言動や、職員への威圧的な行為、業務の強要などを行うことのないよう十分に留意する。</p> <p>(2) 初当選議員への周知</p> <p>初当選議員に対する説明会において、ハラスメント防止に関して説明する。</p> <p>2 ハラスメントに関する相談機会等について</p> <p>(1) ハラスメントに関する相談</p> <p>職員からの申出により相談を行い、議会事務局長は議長に速やかに報告する。</p> <p>(2) 議長の対応</p> <p>議長は、相談内容の報告を受け、議員に対して注意や自覚の喚起等の措置を取ることができる。</p> <p>また、議長は、議会運営委員会（議会運営委員協議会）に報告する。</p>	H28.12決定	H28.10～12 協議

## 議会運営委員会引き継ぎ事項

### 1. 政務活動費について

次の3点を主な検討事項として、課題等を十分に整理した上で、更なる政務活動費の適正な取り扱いや透明性の確保に取り組んでいく。

#### (1) 政務活動費全般について

- ・ 本県における改善点の洗い出し
- ・ これに伴うマニュアル等の整備
- ・ チェック機能の強化

#### (2) インターネット公開について

- ・ 議会ホームページでの公開の範囲や時期
- ・ 公開に向けたシステム改修、提出様式等の整備
- ・ 会派・議員に対する周知徹底期間の確保

#### (3) 条例等について

- ・ 上記(1)、(2)に対応する条例、規則の改正

### 2. 県民との意見交換会について

次の事項について検討する。

- ・ 現在の「あなたの街<sup>まち</sup>で県議会」継続の可否
- ・ 新たなテーマ・対象への対応

例) 選挙権年齢引き下げに伴う若年者対策等

### 3. 議員定数の見直しについて

今後は、平成32年国勢調査の結果等を踏まえて、適当な時期に検討する。